

## 公正競争ワーキンググループ（第3回）

### 議事録

#### 1. 日時

令和6年3月14日（木）13：00～14：30

#### 2. 開催方法

WEB会議による開催

#### 3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村暢史（中央大学 法学部 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事/IT研究会代表）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

ヒアリング：

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、株式会社オプテージ、株式会社JTOWER

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【山内主査】 本日は、皆様御参加をいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから公正競争ワーキンググループ第3回会合を開催いたします。

本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とさせていただきます。また一般傍聴についてもウェブ会議システムによる傍聴とさせていただいております。

まずは事務局から、ウェブ会議システムの関係で留意事項をお願いいたします。

【事務局（田中）】 事務局の田中です。本日は、御発言に当たってはお名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料については、資料3-1から資料3-9まで及び参考資料3-1でございます。

なお、本日の資料には構成員限りの機微な情報も含まれているため、システムにおける表示は傍聴用の資料を投映させていただきます。構成員におかれましては、構成員限りの情報については、あらかじめお送りしております資料を御覧ください。また、御発言いただく際には、当該情報の内容には触れていただきませんようお願いいたします。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

本日は議事1として、「公正競争の確保に関する基本的な考え方」、そして議題2として「NTT東西の通信インフラの在り方」について検討していただくことになっております。

また、本日はNTTグループとして、NTT東日本からも会合に参加していただいております。

それではまず、前回会合における主な意見等、それから事後質問への回答について、資料3-1、それから資料3-2に基づいて、事務局から御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局の榎でございます。

それでは私から、まず資料3-1に基づきまして、前回会合の主な意見等を説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、1ページ目でございます。柱立ては検討項目の柱にさせていただきます。

1つ目、公正競争の確保に関する基本的な考え方につきましては、NTT法の廃止は現実的ではないという御意見や、現行の規制についても公正競争上の懸念が残る部分が

あるという点に着目して検討すべきであるといったような御意見を頂戴したところでございます。

また、2つ目、NTT東西の通信インフラの在り方に関しましては、NTT東西等の統合による支配力の強化による影響についてですとか、特別な資産に係る御質問、民間企業として経営される中でどのように維持していくか議論が必要といったものがございます。

おめくりいただきまして2ページ目でございます。柱立て3つ目、NTT東西等の業務の在り方についてでございます。非電気通信事業のワンストップでの提供について、子会社でしか実施できないことに実質的にどのような問題があるのかといった御質問や、NTT東西が非電気通信業務を行うことについて他の事業者の皆様がどのようにお考えかといったような御質問を伺ったところでございます。

また、最後の柱立て4つ目、NTTグループに関する公正競争の確保の在り方に関しましては、間接部門が重複することでコスト高になっているようであれば改善するような改正等、何らかの対応が必要ではないかという御意見や、NTTのみに禁止行為規制を課すことについてどのように考えているかといった御質問等があったところでございます。

それでは次の資料に移りまして、資料3-2、前回会合の追加の御質問及び御回答でございます。事業者の皆様におかれましては御回答、御協力いただきましてありがとうございました。時間の都合上かいつまんで御説明を差し上げます。

まず1ページ目、NTT東西の通信インフラの在り方についての御質問でございます。これに関しては、設備のシェアリングやオフバランス化が効果を発揮する場面について具体的に御説明いただきたいというような御質問でございます。

これに対してNTTからの御回答で、低廉なサービスの提供につながったりですとか、資産効率を高めること、あるいは設備や技術の積極的な更新が可能となるとともに、お客様の利便性の向上が見込まれる等といった御回答を頂戴しているところでございます。

次、柱立て2つ目、NTT東西等の業務の在り方についてでございます。こちらは県域業務規制の見直し等についてというところで、3社に御質問いただきまして、御回答を頂戴しているところでございます。

これまでと同様に禁じられるべきといった御意見ですとか、緩和が適切ではないとい

った御意見等がございます。

次の問いに移りまして、業務の在り方に関する2問目でございます。間接部門のコストや、その他重複した機能のコスト削減等に関する御質問でございまして、NTTからの御回答は御覧いただいているとおりでございます。

続きまして3つ目、次のページ、こちらがワンストップの提供に係る利用者の利便性についての御質問でございます。こちらの御回答が御覧のとおりでございます。

業務の在り方の4つ目、最後のところでございます。こちらはNTT持株の業務の実施についてというところで御質問を頂戴していたところでございます。

次、大きな柱立ての3つ目、NTTグループに関する公正競争の確保の在り方についてでございます。累次の公正競争条件に関するもので、NTTから御回答を頂戴しているところでございます。

次の2問目に関してもNTTへの御質問でございまして、NTTデータの資本分離等に関する御質問で、このように御回答を頂戴しているところでございます。

次、3つ目はKDDIへの御質問でございまして、NTTデータとNTTドコモが合併等を行った場合、公正競争の阻害がどのようにあると考えているのかという御質問で、御回答を頂戴しているところでございます。

少しページ飛びまして、25ページでございます。ここからが最後の柱立てでございまして、その他必要と考えられる事項でございます。

まず1問目がLRIC等に関するものでございまして、このようにNTTから御回答を頂戴しております。

次、2つ目といたしまして、国内電報に関する御質問で、NTTへの御質問でございます。こちらも御覧いただいているような御回答を頂戴しております。

こちらは国際電報でございます。こちらはKDDIに御質問を頂戴いたしまして、KDDIから御回答を頂戴しているところでございます。

最後、楽天モバイルへの御質問でございまして、義務的コロケと一般コロケに関する差異等について御質問を頂戴しておりました。こちらに関しても御覧いただいているような御回答でございます。

簡潔に御質問等の部分のみ御説明差し上げましたが、私からは以上でございます。

**【山内主査】** どうもありがとうございました。

それでは議題に入ります。議題1は「公正競争の確保に関する基本的な考え方」につ

いてであります。これは資料の3-3に基づき、御説明をお願いいたします。

【事務局（榎）】 改めまして事務局でございます。資料3-3に基づいて、「公正競争の確保に関する基本的な考え方」について御説明を差し上げます。

まず論点を改めて振り返りまして、こちら1ページ目でございます。公正な競争の確保に関する基本的な方向性についてどう考えるかという論点で前回お示したところでございます。

こちらに関して具体の御説明が2ページ目以降でございます。

まず、電気通信事業分野における公正競争の確保の意義について改めて整理をいたしました。まず下の図を御覧いただければと思います。電気通信事業の特性について、主に2つあると考えてございます。1つ目が高い公共性、2つ目が自然独占性でございます。

まず、高い公共性に関しましては、国民生活や社会経済活動に必要な電気通信サービスを提供する公益事業としての高い公共性。2つ目の自然独占性につきましては、電気通信事業を行う上で多額の設備投資が必要となってまいりまして、それによって規模の経済やネットワーク外部性により独占に向かいやすい構造があるという電気通信事業の特性を挙げてございます。

そうしたことから、市場原理に全てを委ねることがなかなかできず、公正競争の確保のための措置を講ずることによって、事業者が切磋琢磨しながら創意工夫の下で事業活動を行うことを実現していく必要があるものと考えてございます。

一番下の部分でございます。それによって、技術革新の成果が積極的に取り入れられてきて、高度で多様なサービスが、国民の皆様にとってより低廉かつ良質なものとして、普遍的・安定的に提供されることで、豊かな国民生活の実現や、我が国の経済の活性化等を図っていくというのが公正競争の確保の意義ではないかと考えてございます。

次の3ページ目が、そういった公正競争の確保に関する競争政策の成果といたしまして、こちらを挙げてございます。自由化以降、多様な事業者が参入をし、市場規模も5倍に拡大するなど、様々な事業者による競争が進んできたところでございます。それによって料金の低廉化が進むとともに、技術革新によって、IP・ブロードバンド化等の多様なサービスが拡大をしてきたところでございます。

次、4ページ目でございます。公正競争を電気通信事業分野において考える上で、今回、射程について整理をした図でございます。通信自由化以降の公正競争の確保に関す

る射程につきまして、横軸で国内市場・国際市場、そして縦の軸で公共性の高低という図を作成したところでございます。これで整理をしてみますと、公正競争の確保が特に必要なものとしたしましては、国内の市場における線路敷設基盤、ボトルネック設備等を設置して提供されるサービス、この部分について特に公正競争の確保のための措置が必要ではないかと考えてございます。また、このクリーム色のところが電気通信市場でございますけれども、そこから多少はみ出るような、隣接するようなところにつきましても、このボトルネック設備等による影響が及ばないようにする必要があるものと考えてございます。

他方で、ボトルネック設備等が競争に与える影響が小さいもの等につきましては、強度の競争ルールは不要ではないかと考えてございまして、競争原理に委ねることが可能ではないかと考えてございます。

また、国際市場につきましては、当然各国の制度がございまして、そういったものに留意することが前提でありつつも、国内事業者をはじめ、様々な事業者が積極的かつ自由に事業展開をされることが期待をされるものと考えてございます。

次の5ページ目が、先ほどの線路敷設基盤等の部分、特に公正競争の確保が必要である部分等に係るものでございます。改めまして、電気通信サービス・電気通信設備・線路敷設基盤、この3つの関係性について整理をしたものでございます。初回の事務局資料で、こういった3つのレイヤーをお示ししたところでございますが、改めて関係性を整理したものでございます。

まず冒頭で申し上げましたとおり、公正競争の確保に関しては、料金の低廉化やサービスの多様化・高度化、これを図って国民生活を豊かにしていくというところが大きな目的でございますので、まず料金の低廉化やサービスの多様化・高度化、これを図るためにどうすればいいのかというのが1ポツ目でございます。このためには、サービス提供事業者同士のサービス競争の確保が必要ではないかと考えてございます。

さらに階層を順に下りていくわけでございますけれども、サービス競争のためには、サービス提供に不可欠な電気通信設備を開放することとともに、電気通信設備のレイヤーにおきまして、こちらで自ら設置する電気通信設備による設備競争が重要ではないかと考えてございます。この趣旨としたしましては、設備が開放されることは重要なんですけれども、その設備がきちんと技術の進展に応じて高度化されることも必要であろうと考えてございまして、こういった設備競争の部分が重要と考えてございます。

最後、一番下の線路敷設基盤の部分でございますが、先ほど申し上げた設備競争を図っていくためには、電気通信設備の設置に不可欠な線路敷設基盤、これにつきまして、新たに全国的に構築するという事は困難と考えられるため、既存の線路敷設基盤を維持することとともに、公平な利用の確保が重要と考えてございます。

まとめますと、電気通信サービスのレイヤーにおいて、料金の低廉化やサービスの多様化・高度化を図っていくためにはサービス競争が重要でございます、そのサービス競争をしっかりと確保していくためには、電気通信設備の部分でボトルネック設備の開放とともに、設備競争による設備の高度化が重要であると。さらに線路敷設基盤の維持とともに、公平な利用の確保が重要であると。こういった形で3つ、整理をしているところでございます。

ここからが市場の動向で、少しまた毛色の異なる話でございます。様々な契約数のシェアですとか、固定の設備の部分のシェアについて、こちらのページでお示しをしているものでございます。

移動通信に関しては、契約数のシェアで見ても競争が進展している状況でございますけれども、固定通信の部分に関しましては、NTT東西の設備が占める割合がまだまだ高いという状況でございます。さらに移動通信に関しましては、後ほど出てまいります、光ファイバの活用が不可欠であるという部分も記載をしているところでございます。

次のページがサービス契約数のシェアで、固定に関しましてはやはりNTTが高いシェアを占めているというものでございます。

そういったNTT東西のネットワークについて、固定通信・移動通信の双方において公共的な役割を果たしているということをお示しするのがこちらのページでございます。先ほど見ましたとおり、固定通信の回線のシェアにつきましてはNTT東西が高いシェアを保有しているということでございますけれども、移動通信に関しましては、基地局のエントランス回線としてNTT東西が設置する光ファイバが利用されているということでございまして、固定通信・移動通信の双方において、NTT東西のネットワークが公共的な役割を果たしていると考えてございます。

さらにそういった、電気通信サービス・電気通信設備・線路敷設基盤の時代の経年的な変化についてでございます。1985年当時におきましては、固定電話、メタル回線、さらにメタル回線を設置する線路敷設基盤と3つあったところが、近年に至りまして、様々な電気通信サービスの種類が出てまいりまして、さらに電気通信設備の部分に関し

ても、メタル回線の比重が低下し、光ファイバ等が主流になってきているところがございます。

このように電気通信サービスや電気通信設備のレイヤーにつきましては、技術の進展等による変化が見受けられるところがございますが、そういったものを提供する上で必要不可欠となる設備等を設置する線路敷設基盤、これにつきましては、今日に至るまで不可欠性には変わることはないところがございます。

最後のページが、こういったネットワーク等を含めまして、公正競争の確保をどのようにこれまで規律をしてきたかというスライドでございます。こちらが電気通信事業法とNTT法により公正競争を確保しているというところで、まず電気通信事業法におきまして、アクセス回線のボトルネック性に着目し、ネットワークの開放ルール等を定めている一方で、NTT法に関しましては、NTTの公共性ですとか巨大性・独占性に着目いたしまして、NTT持株・NTT東西の業務範囲等を定めてございます。

こういった形で電気通信事業法とNTT法が両輪となりまして、これまで公正な競争の確保を図ってきたところがございます。

こちらでスライド最後でございまして、私からの説明は以上とさせていただきます。

**【山内主査】** ありがとうございます。

それでは、この問題に関係しまして、林構成員から御発表いただきたいと思っております。林構成員、どうぞよろしく願いいたします。

**【林構成員】** 名古屋大学の林と申します。それでは、私からは「通信事業における公正競争の基本的考え方」と題して、私見を交えて、発表させていただきたいと存じます。1枚おめくりください。

1 ページ目でございます。本日の発表内容はご覧のとおりです。

2 ページ目をお開きください。まず、歴史的な経緯から申し上げたいと存じます。まず「1. 電電公社による独占と競争原理の導入」についてです。ご案内のとおり、いわゆる電電三法の制定前、国内通信事業は、昭和27年から電電公社という公的な機関により一元的かつ独占的に運営されておりました。この一元的独占体制の中で、電電公社が線路敷設基盤等を全国津々浦々に整備し、電話中心の電気通信サービスを全国に提供してきたのはご案内のとおりです。その後、光ファイバや通信衛星の出現等、あまたの技術革新に伴い、通信環境は大きく変化し、利用者のニーズもそれに応じて高度化・多様化しました。こうして電気通信事業の活性化と利用者の多様なニーズに応えるため競争原

理の導入が必要とされ、NTT法、電気通信事業法等からなる電電三法が制定されました。

3 ページ目にお進みください。さきほど、電電三法の制定に伴い通信市場に競争原理が導入されたと申しましたが、その目的は次のように整理されました。1982年に出された、有名な第二次臨調の第3次答申では、「今後、電電公社が国民必需の電気通信サービスを低廉な価格で供給していくためには、現在及び将来にわたり最も適切な競争の仕組みを設け、独占の弊害を除去すべきである」とされています。臨調答申は、40年前の答申でありますことから、もちろん当時からは大きく社会情勢は変化してはいますが、ただその基本的な意義は薄れていないと思っています。そもそも、臨調答申はもともと競争政策等の観点から民営化後の経営形態を規律する法律の制定を予定していたことは明らかであり、NTT法は、その具体化であります。また、電気通信事業法のその後の改正において、ここで赤字で示しておりますように「公正競争の促進」というのが法目的に明示的に入っております。そして、公正競争の確保は、利用者利益の増進を図る手段であります。

4 ページ目にお進みください。そもそも公正競争とは何ぞやということをやや哲学的に語っております。競争の公正性とは、市場システムの正統性・レジィティマシーと言い換えることができるかと存じますが、ここで正統つまりレジィティメートであるということは、競争の勝者だけでなく、その敗者あるいは競争上劣位に立つ者を含む市場のプレイヤーであるとか、広く国民・ユーザー全体の観点からみても、結果をなお公正として受容しうる条件・制度であることだと思っています。こういった、いわば「自他の置換可能性のある帰結」と申しますか、勝者と敗者を固定化させない仕組みというのが競争の公正性の前提条件だと思っています。それをここでは「流動性の要請」と書きました。競争の公正性をもう少し具体的に申しますと、競争「条件」の公正、すなわち、競争資源格差の公正性と、競争「行為」の公正に分けられると存じます。この2つは車の両輪であり、通信法制では、NTT法と電気通信事業法に体现されているものであります。

5 ページにまいります。そもそもNTTは、民営化当時の全国津々浦々に線路敷設基盤等を保有しサービスを提供するという独占的な地位に着目し、電電公社の公共的な役割が引き続き担保されるよう、特殊会社として設立されたものですが、それは、NTTと他の事業者の競争条件が構造上同等でないこと等に着目されてきたためであります。

先ほど申しましたように、公正競争の確保は、競争「行為」の公正と「構造」つまり競争「条件」の公正の両面から規律をかけることではじめて担保されるものですが、通信事業では、かかる観点から、競争条件の公正が特に重要であるとされてきました。

こうして、公正競争においてNTT法と電気通信事業法は、「構造」と「行為」の両面から規律をかけるための「車の両輪」であり、その意味で、NTTの在り方が通信の競争政策の中心であったわけです。なお、構造面に係る競争政策は独占禁止法に委ねておけば足りるという人がいますが、NTT東西をはじめとする子会社同士の統合・再編は、結合関係に競争上の有意な変動を生じさせない限り、原則として、公取委の企業結合審査の対象外であります。

6ページにお進みください。先ほど申した「車の両輪」ということを表にしております。赤字で書いていますように、事業法においては、市場支配的な事業者のみに強い規制を課す「非対称規制」が導入され、NTT法においては、業務範囲規制としてモバイル事業・ISP事業等が禁止されているということがキーポイントです。

7ページ目です。先ほど出てきた第二臨調答申では、公正競争の観点から、その経営形態について、基幹回線部分を運営する中央会社と、地方の電話サービス等を運営する複数の地方会社とに分割し、当面、政府が株式を保有する特殊会社に移行させること、そして、その基幹回線部分における有効な競争が存在すると認められるまでの間は、中央会社に対する政府の関与を残すとされました。ただ、実際のNTT法制定に当たってはこのような分割自体は見送られましたが、その後、1999年施行のNTT法改正により現行のようなNTT再編成が行われて、臨調答申が提唱した形とは異なるものの、その民営化構想は一応の完成を見たと言えると思います。

8ページにお移りください。ここでは、サービス競争と設備競争の重要性を謳っております。いうまでもなく、通信のようなインフラ産業においては、「設備競争」が非常に重要であり、設備競争あるいは設備投資が前提にないと、そもそもサービス競争も成り立たないわけであります。また、通信事業は、技術革新の著しい分野であり、設備競争がないとネットワークの高度化が進まず、高度化・多様化する利用者のニーズに応えられません。このことはひいては、利用者の利益の増進が図られないということにもつながります。ただ、設備競争といっても、今から、あるいは一から、電柱・管路・とう道等を整備するわけにはいきませんので、その意味では、設備を設置する線路敷設基盤が必要不可欠であり、競争条件の公正を確保するといっても、線路敷設基盤を全国津々

浦々に保有するNTTと、地域的にしか保有していない電力系・ケーブル事業者との間の設備競争には一定の限界があるのもまた事実であります。

9ページ目ですが、NTTは、公社時代に全国津々浦々に整備された線路敷設基盤を引き継ぎ、その上で設備、サービスを提供し、これらのシェアも高い状況にあります。設備競争に一定の限界がある中で、料金の低廉化、サービスの多様化に加え、ネットワークの高度化により利用者の利益を増進するためには、私は、NTTを特殊会社としつつ、保有する線路敷設基盤を有効活用して、設備の高度化をし、その上で高度で多様なサービスの提供を図る役割を担ってもらうことが必要ではないかと思っています。

またその前提として、通信事業に不可欠な線路敷設基盤を今後も保持していってもらうことも必要ではないかと思っています。先ほど申しましたように、公正競争上の措置は「構造」と「行為」の両面が必要であり、NTTに対しても、行為規制のみならず、何がしかの構造規制が必要ではないかと思っています。この点について、NTT法でなく事業法でいいじゃないかという見解もありますが、本日は、法律の建て付け論については深入りしませんが、電気通信事業法は、一般に、事業者の参入・退出の自由を確保することで競争原理を働かせており、特定の事業者の参入・退出を制限する構造規制にはなじまない性格をもつことは一般論として付言したいと存じます。

10ページ目です。ここでは、1999年のNTT再編当時と現在のズレを留意事項として3つまとめています。これらは親会の特別委員会でも縷々議論されてきたところでございます。

まとめに入ります。11ページ目ですが、ここでは5つ論点を挙げております。

第一に、独占時代に整備した線路敷設基盤を引き継ぐという点においてNTTを特殊会社として位置付けた上で、線路敷設基盤を有効活用して、電気通信設備の高度化と高度・多様なサービスの提供を図ることを責務として明確化し、その担保措置として、自己設置要件の維持、重要設備譲渡の認可の対象に線路敷設基盤を追加することとしてはどうか、という点です。この点は、次のページで補足しますが、一点、誤解のないように申し上げておきますと、光ファイバそれ自体は公社から承継した特別な資産ではなく、NTTが民営化以降自らのたゆまぬ努力と経営判断によって築き上げてきたものです。ここで特別な資産といっているのは、その光ファイバを通す電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤のことです。

第二に、業務範囲規制ですが、NTT法2条4項の固定通信の県間業務の本来業務化

をすべきではないか、という点です。ただし、モバイル事業やISP事業等については、公正競争を確保する観点から、NTT法で、引き続きNTT東西に実施を禁止するという条件付きでの話です。

第三に、NTT東西の分離・分割を前提とした現行の法制度の検証が必要ではないかという点です。その際には、東西統合が、利用者の利便性向上にも資するのかどうかの分析や、あるいはNTT東西に比べて規模の小さい電力系やケーブルテレビ事業者等が行う設備競争への影響等についても分析が必要です。

第四に、活用業務制度は、ユニバーサルサービスの安定的な提供を確保するためにも要件を大幅に緩和し、それによってNTT東西の経営の自由度を向上させることが重要です。このため、法令上の規律を事前規制から事後チェック型に転換した上で、本来業務に支障がない限り、非通信分野においてNTT東西に対して原則自由に様々な事業を認めることが必要だと存じます。

第五に、グループの再編を含め、NTTグループの公正競争条件について、その必要性や意義を検証し、必要とされたものは法的に位置付けることが検討されるべきではないかという点です。

最後、12ページ目です。ここでは「国民生活及び社会経済活動の基盤」たる線路敷設基盤は、今後本格的に到来するデジタル社会におけるナショナルミニマムの基盤をなすものと位置付けるべきではないか、としています。ナショナルミニマムというのは、もともとは国が国民に最低限保障すべき行政水準といった意味ですが、ここでは、NTTないし線路敷設基盤を指して比喩的に用いています。ちなみに、放送分野では、NHKないし公共放送をナショナルミニマムとして位置付ける法制局長官の国会答弁もごさいます。要するに、線路敷設基盤の継承者としてのNTTに対して、当該資産を維持し、そこに設置される電気通信設備の発展責務を課すことは、NTT法の法目的からも電気通信事業法の法目的からも導かれるわけですし、このような責務は、ユニバーサル「サービス」の責務とはいったん切り離して考えるべきだと思います。もちろんユニバと線路敷設基盤は密接不可分ですので、ここでユニバ責務と切り離して考えるべきと申しているのは、あくまで「設備の高度化」と設備の高度化によって実現する「サービスの高度化」です。つまり、今後は、「サービス」の提供責務のアプローチに加えて、「設備」の責務アプローチが重要になるのではないかと思います。と申しますのも、「サービス」は、日々展開される競争により実現され、変転していくものだからです。また技術中立

性が要求されるものでもあります。他方、線路敷設基盤という設備の重要性は今後もおそらく変わらないと思います。現にNTT自身も、NTT東西は、日本の通信インフラを支えていく会社として、将来にわたって安定的にその責任を果たしていくとかねがねおっしゃっているわけですので、本日のプレゼンとそれほど目指すべき方向性の対立があるとは思っていません。ただ線路敷設基盤はNTT東西だけでなく、電力会社や鉄道会社も保有していますので、線路敷設基盤に対する維持・発展責務を課すにしても、その場合NTTだけでなく電力や鉄道事業者も含めて全ての線路敷設基盤の保有者を対象にするということも、少なくとも理屈の上ではありうると思います。ただ、仮に全ての線路敷設基盤の保有者を対象とすべきだとしても、そのことがNTT東西に責務を課すべきではないということにはならないわけです。いずれにせよ、仮にユニバの責務をNTT持株及びNTT東西に今後も課し続けるというのであれば、この点はまだ結論が出ていませんが、何より、地域通信市場における競争が今後も十分に進展することが見込めない線路敷設基盤というインフラの部分にしっかり焦点を合わせるべきだと思います。それが、過去何代にもわたる国民の営々とした営みから付託された資産を継承し発展させてきたNTTの一種のノーブレスオブリージュだと私は思っています。

どうも御清聴ありがとうございました。

**【山内主査】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資料3、公正競争の確保に関する基本的な考え方、それから林構成員の基本的な考え方、これについて御質疑をお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

西村構成員、それから高橋構成員、手が挙がっています。西村構成員からどうぞ。

**【西村（暢）構成員】** 中央大学の西村でございます。事務局、それから林構成員、御説明ありがとうございました。私からは林構成員に1点コメント、それから1点質問をさせていただきます。ただいただければと思います。

先に質問でございます。大変些少なところで恐縮でございますけれども、林構成員の今回の資料の11枚目の上から4つ目、活用業務に関することでございます。要件緩和を大幅に行うというような御趣旨の御説明だったかと思いますが、そういたしますと、この場合、現行法ですと公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれという、この要件を取り払うというような理解でよろしいでしょうか。その場合、何かしら公正競争との関係で問題となるようなことはあるのかどうかをお聞かせいただければと思います。

それからコメントということでございますけれども、本当に競争条件の公正、それから競争行為の公正性、それが構造規制、行為規制といった電気通信市場における競争政策の両輪というこの整理には全面的に賛同をさせていただきますし、何よりも、実際にも事務局資料3-3の10枚目の整理とも整合的だと思いますので、この点は強調すべきところだと思っております。

私からは以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。林構成員、コメントございますか。

【林構成員】 ありがとうございます。

西村構成員におかれましては御質問いただきましてありがとうございます。11ページについて御質問いただきました。私の基本的な考え方は、この資料11ページの4ポツ目のところ、本来業務に支障のない限り、基本的には活用業務というのは自由に認めていいのではないかとということでもあります。ただ、公正競争の観点はどうなのかということについては、これはこれでももちろん重要でございます。これについては例えば市場検証会議であるとか、そういった検証の場がございます。市場検証会議は西村構成員もメンバーでいらっしゃいますけれども、そういった場で都度都度に検証機能を働かせて、公正競争にゆがみのないようにしていくということも併せて必要だと思っております。ただ、活用業務を自由に認めるといっても、あくまで本来業務があつての活用業務ですから、やらなければいけない本来業務に支障があつては元も子もありませんので、本来業務に支障がない限りという大前提で、原則自由にすべきだということでもあります。

以上です。

【山内主査】 よろしゅうございますか。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。

【山内主査】 そのほか、すみません、手上げ、さっき見えていたんですが、ほかによろしいですか。

【高橋構成員】 高橋です。よろしいでしょうか。

【山内主査】 どうぞ。

【高橋構成員】 事務局及び林構成員の御説明、ありがとうございます。私も全くこれに賛成でして、競争の在り方を考えるときに、このような場合には短期的で限定的な効果を狙うんじゃなくて、中長期的に、やはり国民によい影響を与えるような方向で公正競争というのを考えなきゃいけないと思っております。ただし、今の規制がNTTの非効

率化、規制によって非効率化を引き起こしている場合であるとか、あるいはこれ、林構成員、今ちょうど映されていますけれども、この点に関連する、先ほども御説明あったところに関連するところなんですけれども、NTTの資源というんですかね、ケーパビリティとかキャパシティーというのが死蔵になるような形、規制によって死蔵してしまうような形になると非常にこれはまたもったいない話でありますので、なるべくそれがいい形で、公正競争と背反を起こさない形で利活用できるような形に持っていったらばなと思います。

以上コメントです。

【山内主査】 ありがとうございます。

大谷構成員、どうぞ御発言ください。

【大谷構成員】 ありがとうございます。事務局の説明、それから林構成員の御説明ありがとうございます。林構成員に教えていただきたい点がございます。公正競争に関する改革の方向性の11ページのところで私論として位置付けていただいた部分には、非常に共感を覚えているところです。特に担保措置として、これまで線路敷設基盤の譲渡認可というルールがなかった部分については、私自身としても、やはり制度的に補う必要があると思っております。NTT自身がどうするのかということにかかわらず、構造的にそういう仕組みを設けておくことが必要かと思っているんですが、その前段の部分で、自己設置要件の維持について、担保措置として追記されているのですが、公正競争を考える上での自己設置要件の意味合いというのはどういうふうを受け止めるのがいいのか、林構成員のお考えを教えていただけると大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

【山内主査】 それでは林構成員、お願いします。

【林構成員】 ありがとうございます。この点もいろいろ議論があるところだと思うんですけども、私はやはり自己設置要件というのは設備競争の観点から非常に重要ではないかと思っています。先ほど申した本来業務を安定的・継続的に遂行するためにはどうしても自己設置要件というのは必要になってまいります。本来業務はNTT東西がやらなければならない業務ですので、それを他人の設備を借りてサービスを提供するというのは、業務の安定性・継続性で疑問符がつくわけです。他方で、すべからく自己設置でやれというのも硬直的すぎるかと存じます。一定の業務の効率化の観点から自己設置義

務を緩和する部分もあり、他者設備の有効活用をして効率化を図るということももちろん考えられますので、そういった部分はN T T東西に業務の効率化を図っていただきたいと思うんですけれども、ただ、原則論としては、自己設置要件というのは制度としてあるべきだと思います。

【山内主査】 よろしいですか、大谷構成員。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

【山内主査】 それでは相田構成員どうぞ。

【相田構成員】 私も今の大谷構成員の御意見に非常にかぶっているんですけども、特に自己設置要件に関して、最もボトルネック性を有するアクセス部分と、それから中継線みたいなところは、やっぱり分けて考えたほうがいいのではないかなというような印象を持っております。県間業務も本来業務にしたとしても、そのところは必ずしも自己設置要件を課さなくてもいいのかなというのが私の印象なのですが、林構成員の御意見をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

【山内主査】 お願いいたします。

【林構成員】 相田構成員ありがとうございます。その点については私も全く賛成であります。アクセス回線の部分の自己設置要件は維持しても、県間の中継線の部分については、自己設置でなくてもよいのではないかと存じます。それは今、相田構成員がおっしゃったとおりかと思えます。

【相田構成員】 ありがとうございます。

【山内主査】 よろしいですか。

それでは時間の関係もございまして、議事を進めさせていただきます。次の議題ですけれども、本日の議題2です。「N T T東西の通信インフラの在り方」についてであります。これは、資料3-5に基づきまして、事務局より御説明お願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。資料3-5に基づきまして、「N T T東西の通信インフラの在り方」について御説明を申し上げます。

おめぐりいただいて1ページ目です。こちらまず論点についてお示しをさせていただきます。まず、我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方についてというところで、小項目、中項目といたしまして、設備の自己設置要件等を挙げているところでございます。

まずこちらのページで自己設置要件の在り方についてどう考えるか。

そして次の次のページでありまして、設備の設置概念、こういうことについて自己設置要件における設置の概念について検証することが適当ではないかという論点。

そして論点変わります、NTT東西が果たす役割とNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方につきまして、こちらのページでございまして、まずNTT東西のアクセス部門の資本分離等についてどう考えるか。NTTが現状のまま運営する方法や、国有化して事業者に運営を委託する方法なども考えられますがどうかという論点でございます。

さらにテーマは変わります、NTT東西の分離の在り方でございます。こちらにもNTT東西の分離の在り方についてどのように考えるかという論点でございます。

最後、線路敷設備盤の公正競争の確保の在り方という総合的な部分を挙げてございませう。こういった論点について、この事務局資料で御説明を申し上げます。

まず、先ほども資料で出てまいりました電気通信サービス・電気通信設備・電気敷設基盤、この3つの関係性でございます。これにつきまして、今回のNTT東西の通信インフラの在り方の中で御議論の対象となるのが、この赤枠の部分かと考えてございます。線路敷設基盤、そしてその上の電気通信設備、この2つのレイヤーが議論の対象となると考えてございます。特に電気通信設備の部分については、設備の開放というよりも、電気通信設備のレイヤーの中における設備の競争の部分、こちらにターゲットを当てるものと考えてございます。

次のページへ移ります、改めてこちらにも電気通信サービス・電気通信設備の変遷と線路敷設基盤の不可欠性でございます。先ほどの事務局説明で申し上げましたとおり、線路敷設基盤につきましては、今日に至るまで不可欠性に変わりがないところでございます。

次のページも改めましてということでございますが、NTT東西のネットワークについては、固定通信、移動通信の双方におきまして公共的な役割を果たしているものでございます。

次のページが、そういったNTTのネットワークの設備に関する規律でございます。まず電気通信事業は当然、線路敷設基盤の上に設置された電気通信設備を用いて電気通信サービスを提供する事業でございますが、NTT法におきましては、電気通信サービスの部分については業務範囲に関する規制、そして電気通信設備に関する部分は自己設置要件、そして事業設備譲渡の認可、最後、線路敷設基盤については規律がないという

状況でございます。

自己設置要件、重要設備譲渡の認可に関する詳細は下のところでございます。初回に事務局資料としてお示ししたものと同様でございます。

こういった規律のかかり方について、ビジュアルで少し示したものがこちらでございます。下の絵を御覧いただければと思います。具体的に、個別のお宅から電柱、管路を通過して局舎まで通信が行きまして、NTTの局舎の管を通りまして、さらに相手方のお宅に届くというまでの通信を一覧してございます。

これに関しまして、まず自己設置要件につきましては、NTT法において地域電気通信業務を行う者については、原則として自ら設置する設備で行わなければならないとされておりますので、下の絵で言うところのほとんど、緑の部分ですね。緑の枠で囲っておりますアクセス回線、加入者収容装置ですとか電気通信幹線路等については自己設置要件の主な対象設備となっております。

2つ目、重要設備の譲渡の認可につきましては、これは重要設備とございますとおり、一部に限定をされておまして、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備とされているところでございます。下の絵で申し上げますと、重要設備譲渡認可の対象設備として赤で囲ってございます局舎間の中継幹線路のような電気通信幹線路等が挙げられるところでございます。

そして最後、線路敷設基盤につきましては、局舎、電柱、管路、とう道というものが含まれるところでございますが、一番下の破線で囲っております部分、こちらに関しては、そういった自己設置要件ですとか重要設備の譲渡の認可の対象外となっております。その意味で破線で囲わせていただいている部分でございます。

そういった、今申し上げました線路敷設基盤に関して、NTT法の中では規律がないところではございますが、線路敷設基盤に関する公平な利用の確保という観点で、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」というものがございます。特に※のところを書いてございますが、このほか、NTT東西の設備に関しましては、接続の関連の規律といたしまして、一種指定設備との接続に必要な部分に関しては接続約款に定めることとされております。ただ、一種設備との接続に関係しない部分につきましては、やはりこの部分からも除かれているというものでございます。

次の15ページからが少し毛色変わりがまして、設備競争の状況に関する御説明がこのスライドと次のスライドでございます。まずこちらのスライドでは、設備競争による設備・

サービスの高度化を具体例として挙げてございます。固定系ブロードバンドについて、1995年頃からADSLが始まりまして、徐々にFTTHに置き換わってきて、FTTHが発展してきたというものでございますが、こちらに関しましては多くの事業者が参入し、自己設備の設置による競争が行われまして、料金の低廉化ですとか、1ギガ、さらに、近年におきましては10ギガといったサービスの高度化が図られてきたと考えてございます。

しかしというところで、先ほどの林構成員のプレゼンの中にも一部ございましたが、設備競争の状況といたしましては、左の日本地図のところが固定系の超高速ブロードバンドでございまして、自ら設備を設置している状況の図でございまして、都市部においては複数の事業者による競争が行われてございますが、地方では赤の部分でございまして、1事業者のみの提供となっている地域が多くなってございます。

右の方には御参考で、加入者回線シェアで、メタル回線も含めた形の加入者回線のシェアをお示ししてございます。こちらは大阪府、都市部の例として挙げてございますが、こちらでは約半分といったところではありますが、福島県等、地方におきましては、やはりNTTのシェアが非常に高くなっているところでございます。

そういったNTT東西のネットワークに関して、他事業者との同等性を確保するために機能分離が行われているところでございます。機能分離につきましては、以前、ファイアウォールの形で説明をさせていただきましたが、改めてこの3つのレイヤーに置き換えて図示したものでございます。

まず、設備部門というのが一番下の2つの部分、線路敷設基盤、そして電気通信設備、こちら、青枠で囲ってありますところが設備部門でございまして、利用部門が一番上の緑の部分でございまして、電気通信サービスのレイヤーで緑で囲っている部分でございまして、これを分離することによって、NTT東西のボトルネック設備へのアクセスについて、他事業者との同等性の確保を徹底するという規制がかかってございます。

次のページが、そういったNTTの設備部門、アクセス部門の運営主体の在り方についてでございます。こちらは論点にも入っていた部分でございまして、これまで御覧いただきましたとおり、NTT東西は線路敷設基盤や光ファイバのアクセス回線といった通信インフラを保有しているものでございまして、こういったアクセス部門の運営主体について、どのように考えるかというものでございます。

論点の中にもございましたパターン等も踏まえて、こういう3つのパターンに分けて

ございます。まず1つ目が、引き続きNTT東西が運営するというもの、2番目、3番目が、資本分離をするという観点では共通でございますが、国有化した上で事業者に業務委託するというのが2つ目。3つ目が、資本分離をした後に民営化すると。国有化せずに、独立した株式会社として運営するというのが3つ目。こういう3つのパターンをお示ししてございます。

こういったものの検討に当たって、検討の視点でございますが、通信政策として確保すべき、こちらは情報通信審議会の第一次答申の中で頂戴いたしておりましたユニバーサルサービスの確保、あるいは公正競争の確保、国際競争力の確保、経済安全保障の確保と、こういった4つの通信政策として確保すべき事項、これに資するかどうか、あるいは5番目、6番目のように、実際のコストも踏まえて実現可能性があるかについて検討が必要ではないかと考えてございます。特に①から④までが定性的な部分と申し上げれば、⑤⑥は定量的な部分といたしまして、コスト・費用・時間等について、フィージビリティも併せて検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

そして最後、19ページです。論点にも入ってございましたNTT東西の分離についてでございます。NTT東西の分離につきましては、まず趣旨でございますが、両者のコスト構造や収益構造の比較・検証等、こちらがヤードスティック競争による比較競争、そしてNTT東西の相互参入による直接競争、この2つの観点から導入されてきたものでございます。さらに、どのように分割するかといったところで、規模を同等にする必要があることから東西の2社に分割をされてきたものでございます。

NTT東西と他事業者の経営規模の比較が下の表でございまして、自ら設備を設置する事業者として、ケーブルテレビの事業者ですとか、電力系の事業者の比較をしております。やはり営業収益で見ましても、NTT東西の規模がかなり異なることが見て取れるかと考えてございます。

一番最後はNTT東西の比較というところで、利用者料金について例を挙げてございます。

こちらに関しまして、事務局からの説明、以上でございます。

**【山内主査】** ありがとうございます。

それではNTT東西の通信インフラの在り方についてヒアリングを行いたいと思います。まず、本日のヒアリングについて、資料3-6、事務局から御説明いただきたい

と思います。

【事務局（榎）】 事務局でございます。資料3-6、本日のヒアリングについてでございます。

おめくりいただきまして1ページ目でございますが、NTT東西の通信インフラの在り方について、3者からヒアリングを実施いたします。まず一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟から、次に株式会社オプテージから、最後に株式会社JTOWERからヒアリングをさせていただければと考えてございます。各者10分程度で御説明を頂戴できればと考えてございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは時間も限られておりますので、まずは3者、続けてプレゼンをしていただいて、その後にまとめて質疑、意見交換としたいと思います。今お話ありましたように、プレゼン時間については各者最大10分ということをお願いいたします。

それではまず、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟より御説明をお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 では始めさせていただきます。日本ケーブルテレビ連盟の小林と申します。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。私からはケーブルテレビが考える公正競争に関する意見を説明させていただきます。前半に公正競争に関する我々の認識を、その背景を含めて御説明させていただきます。そして最後の3ページで、我々の意見を3点としてまとめてお話しをさせていただきます。

1ページ目でございます。こちらはケーブルテレビの歴史の御紹介となります。皆様も御存じの点、多いと思いますので、このページの説明は省略させていただきます。

2ページ目でございます。2030年代の情報インフラの姿として、「光ブロードバンドが国民全体に行き渡る時代」「大都市だけでなく地域全体で様々な通信サービスを同様な条件で利用可能に」と書かせていただいております。そのために実現すべき環境として、通信・放送・モバイル等、様々なサービスを多様な事業者が提供し、利用者が選択できるような環境を実現すべきと考えます。今後も地域事業者も含めた公正競争の一層の進展が必要であり、独占企業を適切に制限しない場合、他者排除などが可能になるのではないかということを危惧しております。

続いて3ページになります。これまでの歴史を振り返りますと、電柱等の線路敷設基盤の開放により、我々は1996年にケーブルインターネットを開始し、2001年にはFTT

Hの提供も行い、ブロードバンド普及の一翼を担っております。電柱等の線路敷設基盤の開放が我々のイノベーションを可能としてきましたし、現在もなお大きな役割を担っております。将来においても、NTT東西の線路敷設基盤のインフラの開放と独占排除がさらなるイノベーションのために非常に重要と考えてございます。

続いて4ページでございます。こちらはいろんな会社からも出ておりますが、NTTの固定回線における独占的地位に関するデータでございます。NTT東西については、光回線のシェアを74%占めておりますし、国内の電柱はNTT東西と電力でほぼ全てを保有されているという状況でございます。特にNTTの線路敷設基盤につきましては、独占時代の資金で整備された資産でありますので、その資産は公正に利用されるべきと考えます。公社ではなくなったとはいえ、現在も国がNTTの株式を保有していることがNTTに公的な役割を課しているとも言えるのではないかと考えます。

しかしながら、NTTの市場支配の強化が進むような改正や、NTTの再編成が進むと、線路敷設基盤や光回線の利用において公正さが薄れ、不透明化するのではないかと懸念しております。また、公平さが薄れ、不透明化が進むと、恣意的に拒否、提供が拒まれることも起こり得て、結果として競合他社の事業が継続困難となることも考えられます。

5ページになります。独占時代の資産の利用についてでございます。線路敷設基盤は電電公社で独占が認められた時代に、全国あまねく整備、NTTに継承されたものでございます。また、先ほど述べましたが、現在も国がNTTの株式を保有することで、公正利用を課し続けていると考えます。新規に線路設備を敷設しようとする場合ですけれども、道路占用許可等、様々な障壁がございます。やはり先行整備された電柱や管路等を保有することは非常に有利な状況であると言え、各企業に公平に利用される環境が確保されない場合、他社が競争上、圧倒的不利となります。よって公正な利用の確保が必要ですし、さらに利用申請の処理についても予見可能な方法で迅速に処理されるべきです。加えて契約条件、費用は検証可能な方法で公開されるべきだと考えます。

6ページ目になります。ここまで述べた状況を踏まえて、残り3ページで私どもの主張を3つの視点としてまとめさせていただいております。

まず1点目、線路敷設基盤に関して、公正競争環境の維持促進には公正なルールの設定が不可欠であり、電柱、とう道の貸出しは無差別・公平・透明であるべきと考えます。トラブル例と書かせていただいたものは1例ですが、強度不足などの理由による利用の

拒否、拒否の理由の提示がない、新設柱の場合も、NTTが営業活動を開始した後でないと利用申請ができない、申請システムの更新などで不承諾が増加したり、審査期間が長期化したなど、現在でも発生している状況となります。ゆえに線路敷設基盤の整備計画、審査基準の情報開示、審査期間の短縮、第三者による監査の制度化が必要ではないかと考えます。

7ページ目でございます。2点目として、透明・公平性の確保の点でございます。特に卸役務の提供に関して、外部から検証できない取引が拡大しているとの認識です。具体的には、地域の公共ネットワークの入札案件において、ある事業者がNTTの保有するダークファイバ等を借りる形でサービス形成し応札いたしました。NTTはこのダークファイバ等の使用料よりも低い価格で応札し、受注したケースがございます。また、卸役務を利用したISPサービスが拡大しており、既に接続によるものより規模が拡大している状況です。このように卸役務は増加の状況ですが、卸役務の提供にはNDA締結が必要で、価格等、条件は非公表です。公平な条件で提供されるか、第三者からは検証不可能な状況でございます。我々は卸役務の価格条件の透明化・公平・無差別な提供確保が必要ではないかと考えますし、接続と同等レベルで規制や検証が必要であり、法制度化をお願いしたいと考えます。

8ページ目になります。最後のページでございます。3つ目として、NTT東西の業務でございますが、まずは市場環境の中で、独占時代に整備された資産の使用は制限が必要という点でございます。光回線の提供において、NTTは圧倒的シェアを保有しています。光回線と他のサービスのセット販売で、NTTにしか提供できないパッケージ商品の提供が可能となると、他社は競争上、圧倒的に不利な状況となります。具体例として、NTTグループ内のドコモ光セット割ですが、携帯電話・FTHのセット割引が行われており、結果的に、ドコモ光が国内のFTHサービスブランド別シェアで最多となっております。また集合住宅に対しては、フレッツ光全戸加入プランとして、フレッツ光とフレッツ・テレビ建物一括契約プラン等が同一営業されており、特別価格として提供されているケースがあるようです。やはり独占時代に整備された資産、インフラを活用したサービスと、他のサービスのバンドルは制限されるべきです。特に移動体通信事業、ISP事業、放送事業等の上位レイヤーの事業は完全に分離すべきであり、子会社を経由した提供も制限すべきと考えます。さらに公正競争の確保に関して、グループ企業の優遇、不当な一体営業などの検証の仕組みも継続して必要と考えます。

以上、ケーブルテレビ連盟からの説明となります。これにて終了させていただきます。  
御清聴ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは続いて株式会社オプテージさん、プレゼンをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【オプテージ】 オプテージの篠原と申します。本日はこのような機会を賜りまして感謝申し上げます。それでは資料3-8に基づいて御説明させていただきます。

右肩1ページでございます。現在、全国に地域系の通信事業者が存在しておりまして、光ファイバ網の整備の一翼を担い、高品質かつ低廉な情報通信サービスを提供してございます。その中で、弊社は関西地域における電力系の通信事業者として事業を行っております。

次のページをお願いいたします。具体的には、弊社は関西地域でF T T H、全国でM V N O、法人事業の3事業を展開しておりまして、本日は地域における設備事業者の観点から、公正競争に関する考えを述べさせていただきます。

次のページをお願いいたします。ここでは設備競争の重要性について御説明させていただきます。私どもは、情報通信インフラにはエリアの整備・維持、低廉な料金、インフラの強靱化の3点が求められるものと考えております。エリアの整備・維持につきましては、事業者が互いに競争し、サービスの高度化を図りながら、積極的にエリア展開を推進していくことが基本になるものと考えております。低廉な料金の実現においても競争が必要不可欠であり、継続的にコスト削減等が促されていくことで、結果として価格の適正性が維持されていくものと考えております。さらに複数の事業者が存在することで、インフラが強靱化され、災害等の影響を最小限に抑えることができるものと考えております。このように、事業者による設備競争は極めて重要だろうと考えておりまして、次ページ以降でも事例を交えながら補足させていただきます。

4ページでございます。まずエリア整備につきましては、弊社はこれまでN T T 西日本との設備競争を通じまして、積極的にエリア展開を牽引してまいりました。図の青色と黄色に塗っている部分が弊社のサービスエリアとなりますが、青色の都市部だけではなく、比較的人口密度の低い黄色の地域においてもエリア整備を進めることで、現在の世帯カバー率は96.1%に達してございます。

5ページ目をお願いいたします。料金面につきましても、弊社はN T T 西日本との設

備競争を通じまして、F T T Hの参入当初から大幅な料金値下げを実施するなど、関西地域における料金の低廉化を牽引してまいりました。

6 ページ目をお願いします。こちら参考となりますが、至近でも関西で初めて超高速10G b p s のF T T Hサービスを開始し、積極的な設備投資の結果、関西最大の提供エリア、低廉な料金を実現してございます。

7 ページでございます。インフラの強靱化に関しましても複数の事業者が競争することが重要と考えております。左は2018年の台風21号の事例を載せておりますが、複数の光ファイバが存在することで、自然災害時などの耐災害性が向上するものと考えております。また、今後はインフラのソフトウェア化、仮想化の進展に伴いまして、柔軟かつ効率的なインフラ構築が可能となる一方で、一部の障害がサービス全体の停止に波及する可能性が高まるものと考えております。そのため、右の携帯事業者間における非常時ローミングなどと同様に、1事業者による設備の冗長化ではカバーできないケースも想定し、複数の事業者が相互に補完し合うダイバーシティの確保を推進することが今後ますます重要になってくるものと考えてございます。

8 ページ目をお願いします。これまで御説明差し上げましたとおり、情報通信インフラがあらゆる社会経済活動を支える基盤として、その役割を果たし続けていくためには、引き続き設備競争が必要不可欠になると考えております。今般のN T T法、電気通信事業法の見直しに向けた議論におきましては、設備競争を含めた国内の電気通信市場における公正競争の確保が重要になるものと考えております。弊社としては、特にN T T東西のアクセス網の資本分離、東西統合と業務範囲の見直し、この論点について、設備競争の観点から公正競争を阻害する懸念がございますので、慎重な検討を御要望したいと思います。

次ページでそれぞれの懸念について説明させていただきます。9 ページでございます。今般の議論において、一部の事業者からN T T法廃止の条件としまして、N T T東西のアクセス網を資本分離してインフラ会社を設立することが必要といった主張がなされているものと認識しております。仮にアクセス網が分離されてインフラ会社が設立された場合、現在は接続制度等によりまして料金の適正性が確保されている光ファイバが、会社の形態や役割、あるいは適用される規律によっては、恣意的な理由などで適正価格を大幅に下回る水準で提供される可能性も否定できないものと考えております。そのような状況となった場合、これまで設備投資をしながらサービス提供してきました全国で

約300社、回線シェア3割を占める電力系の事業者、CATV事業者などの地域の小規模な事業者は、事業規模の大きなインフラ会社の提供価格に追随することができなくなり、事業撤退に追い込まれることも想定されます。その結果、通信インフラの一極化が進み、設備競争によるメリットが失われ、中長期的には料金の高止まり、新技術導入の遅れ、あるいはインフラの脆弱化等、国民へ不利益を及ぼすおそれがあるものと考えてございます。

10ページでございます。アクセス網の資本分離を主張する理由とされます、NTT東西によるNTTドコモへの優遇の懸念に関しましては、弊社としては、法規制による措置にて解消可能であるものと考えております。左にありますとおり、NTTもプレゼンの場で、NTT東西とNTTドコモの統合は法律により禁止してもよいと明言されておりますが、そのような法規制を設けさえすれば、アクセス網の資本分離を行わずとも、NTT東西が貸し出す光ファイバの料金の適正性や提供の公平性は維持できるものと考えてございます。加えてアクセス網の資本分離には、設備競争の減退リスクに加えまして、多額の移行コストや時間がかかる等、デメリットもございますので、アクセス網の資本分離を講じる必要性はないものと考えてございます。

11ページでございます。アクセス網の資本分離にも関連いたしますが、こちらはNTT東西の統合に関する懸念を御説明いたします。NTT東西は現状も事業規模が大きく、7割を超える回線シェアを有している中、事業法等による非対称規制が課せられていることで、NTT東西と他事業者の競争が機能しているものと考えております。そのような状況下におきまして、NTT東西が統合された場合は、組織や設備の効率化や、あるいは調達力の強化など、規模の経済が働き、現在よりも市場支配力が高まる可能性がございます。結果として設備競争の減退にもつながり得るということで、こちらも慎重な検討が必要と考えております。

12ページでございます。NTT東西の業務範囲の見直しに関する懸念につきまして、NTT東西は巨大な顧客基盤を有しておられまして、自身で携帯電話等のサービスを行う、あるいはNTTドコモやNTTデータと、NTTグループの商材を活用した一体営業が可能となれば、直接競合する設備事業者は競争することが困難になる懸念がございます。そのため、NTT東西の業務範囲、及びNTTグループの統合につきましては、引き続き法制度で規制されることが必要と考えてございます。またNTT東西が主張されておられる地域課題に対するトータルソリューションの提供についても考えを補足

させていただきます。

13ページでございます。現在、NTT東西に認められている活用業務は本来業務のための設備・技術・職員を活用する業務であり、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正競争の確保に支障のない範囲で実施できるものと理解しております。NTTが要望される、地域課題に対するトータルソリューションの提供といった地域電気通信業務以外の業務については活用業務に該当すると認識しておりまして、本来業務及び公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲に限り認められるべきものと考えております。また地域課題に対するトータルソリューションは、ソリューションに含まれる業務の範囲が広範になるということも想定されますので、公正競争に影響を及ぼさないか等の観点から、範囲の明確化や適正性確認のさらなる厳格化が必要と考えてございます。

最後、14ページにまとめを書いてございますが、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

**【山内主査】** どうもありがとうございました。

それでは最後になりますが、株式会社JTOWERにプレゼンをお願いします。よろしく願いいたします。

**【JTOWER】** JTOWERの大橋でございます。それではJTOWERから資料に従って御説明させていただきます。

本日は公正競争ワーキングでの貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございます。弊社からの御説明ですけれども、今回、NTT東西の線路敷設基盤等々のトピックに直接言及するものではございませんけれども、インフラシェアリングの事業から見た線路敷設基盤に係る制度見直し、具体的には公益事業者特権になりますけれども、そこをポイントにして説明させていただきます。

次のページになります。弊社は携帯電話ネットワークのインフラシェアリングを専業とする事業者になります。まず線路敷設基盤に関しましては、もうこれは皆様、御認識のとおりで、電気通信設備を設置するためには必要かつ重要な要素になります。従来、携帯電話については通信サービスを提供する携帯電話事業者の方が線路敷設基盤も含めて設置するという形が主であったところ、昨今、インフラシェアリング事業者が新たな事業体として出てきており、こちら、右の絵のような感じで、共用を目的とした線路敷設基盤を提供するといった、言わば水平分離型の構造が出てきています。インフラシェアリング事業者についても、一部ではありますけれども、線路敷設基盤の担い手とな

っているというケースが出てきているということになります。

次のページになります。インフラシェアリングについてですけれども、モバイル市場の動向を見ていきますと、例えばここに挙げた事例、既に起こったこととしては、新規事業者の参入、それから今後もトラフィックの急激な増加が見込まれる。それを補うため、高周波数帯域の本格的な活用に伴う小セル化、それから外部要因になりますけれども、エネルギー消費の増加と不安定な価格水準、人口の漸減傾向、そして、あくまで予測ではございますけれども、携帯電話事業者の設備投資も抑制的になるのではないかと推測されるということになっています。これらから、インフラ整備の推進と全体的なコスト低減を両立させないといけない。インフラシェアリングはその有効な手法の1つであると私どもは考えております。

次のページになります。私どもが提供しているインフラシェアリングの内容を簡単に御説明しますが、左側、まず屋内のインフラシェアリングについては、これは屋外の基地局の電波が十分浸透しない屋内に対して、共有のアンテナやケーブルを設置して、携帯電話キャリアさんに使っていただくと。これについては、今の4Gに加えて5G、Sub 6の帯域についてもサービスを提供しております。右側が屋外のインフラシェアリングでありまして、これは一般的にタワーシェアリングと言っているもので、屋外の基地局サイトを共有するという形のものになります。

次のページになります。インフラシェアリングのメリットにつきましては、これが大きく2つございまして、簡単に言うと、コスト削減と、それから環境負荷の低減、ESGの観点でのメリットの2つがございます。

こちらは参考までの情報提供ですけれども、海外のタワーシェアリングの動向を見ていくと、このような状況になっていますということです。こちらの濃い色が、携帯電話事業者が通信用鉄塔を保有する。この薄い色が、いわゆるタワー会社が通信用鉄塔を保有する場合、その割合になっていまして、この5年のトレンドを見ても、徐々にタワー会社のほうが通信用鉄塔を保有する割合が増えているといったような状況がいろいろな地域で見取れます。

こちらのスライドが、APACの地域を国ごとに見た場合になります。日本はこちらになりますけれども、世界的なトレンドと比較すると、日本では携帯電話事業者の保有率がほとんどで、世界的に見て特異な状況にあるということが分かります。弊社として、この状態が決して悪いと申し上げるつもりは毛頭ございませんけれども、先ほど御説明

したスライドでも、今後の市場動向を考慮した場合には、シェアリングの割合を上げていくという方向性は施策としても必要ではないかと考えているところです。

今までの御説明を踏まえて、ここからぜひ御検討いただきたい事項として、公益事業特権を取り上げさせていただきます。

先ほど御説明した弊社の事業内容においては、屋外のタワーシェアリングというのがございまして、その中でも2つあります。1つはこちらの左側です。カーブアウトという部分で、通信事業者が保有する既存鉄塔を弊社が取得してインフラシェアリングに活用するもの、こちらの右側が、新たに私どもが共用サイトとして通信用鉄塔を構築するもの、こちらの2つの形態がございまして。これはいずれもシェアリングをすべく保有し、運用するものになります。

それぞれどういった設備構成になっているかというところなんですけれども、こちらのスライドはカーブアウトの設備構成になります。これ見ていただくと分かるんですけれども、鉄塔等工作物などについては弊社が保有して、シェアリングの設備として運用する。無線機等、電気通信設備については携帯電話事業者にて設置するといった形態になっています。

次のページになります。ルーラルタワー、これは新設の場合ですけれども、こちらについては複数の携帯キャリアの利用を前提にして構築しておりますので、鉄塔等工作物について、一部アンテナ、それから給電線、共用機といった電気通信設備についても弊社が保有し、共有設備として運用することになります。ただし無線機等設備については、引き続き携帯キャリアが設置するといった構成になっております。

こういった設備構成で屋外タワーシェアリングの事業を行っておりますけれども、一方で、今、総務省で策定していただいているインフラシェアリングガイドライン等々の整理では、このようになっていますというのがこちらのページになります。

まず、鉄塔等工作物に関して言うと、鉄塔等シェアリング事業者ということに類型化されておりまして、こちらはそもそも電気通信事業を営んでないという分類になります。②について、電気通信設備の一部をシェアリングする場合についても、電気通信回線設備、これはそれなりの規模の電気通信回線設備、これは有線、無線、両方ありますけれども、これらを持たないと認定事業者というくくりの適用には該当しない。すなわち公益事業特権を持つことができないというような制度整理になっております。

それを踏まえて、こちらのスライドになりますけれども、シェアリング事業者に対す

る公益事業特権の適用について、我々は検討が必要ではないかと考えております。実際の課題として弊社のカーブアウト事業、既存の鉄塔買取り事業においては、土地の賃借ができないケースが出てきています。例えば公有地においては、既存の通信事業者では借りられたものが、シェアリング事業者は認定電気通信事業者ではない、公益事業特権を有しないために、借り入れることができないといったようなケースも出てきています。

利用の実態については、通信事業者が基地局を設置するものと、例えば弊社が共用サイトの提供として、通信事業者に基地局を設置いただくものと同様に、公共の利益に資する意義があると考えますし、土地工作物等を一体的にシェアリング事業者が提供することによって、より公平な提供事業、提供条件にもつながるものと考えます。また、その際、公益事業特権の法的性格に鑑みて、認定電気通信事業者の利用が見込まれることなどを要件とすることもあろうかと考えております。重ねてになりますが、この点、円滑なインフラ整備に資する施策として御検討をいただきたいと考えております。

J TOWERからの説明は以上になります。

**【山内主査】** どうもありがとうございました。

それでは意見交換に移りたいと思います。御出席の構成員の皆様、御質問、あるいは御意見いただきまして、ある程度まとめて御発言いただいた後に、本日プレゼンいただいた皆様から御回答をいただくことにしたいと思います。

それでは御発言を御希望の方、どなたかいらっしゃいますか。西村構成員、どうぞ御発言ください。

**【西村（真）構成員】** 全相協の西村と申します。御説明どうもありがとうございます。御質問させていただきたいのはオプテージです。プレゼンの中でもありましたように、関西地区で光回線、かなり競争状態になっていて、活発だなという印象を持っています。現時点においても自己設置事業者との競争がうまく現段階でできていて、御社についてはユーザー料金の値下げまで実現できている辺りはどのような要因があって、今現在でもこういう競争状態と値下げが成り立っているのかということをお教えいただければと思いました。以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。それで相田構成員、どうぞ御発言ください。

**【相田構成員】** 相田でございます。まず事務局資料の17ページから18ページ辺りについて、NTTの分離の頃には、機能分離に加えて構造分離ということでもって、利用部門と設備部門を、NTT資本のまま別会社にするというチョイスも上がっていたかと思

ますので、18ページの類型の中にそれも加えていただければどうかと思いました。

それからもう1点、JTOWERの関連です。鉄道なんかですと、第三種鉄道事業者というのでしょうか、鉄道事業者に設備を貸し、自らは鉄道運送事業は行わないという類型が明確化されているので、それに類したものを考えればいいのかなどちょっと思っただけですけれども、JTOWERへの質問としては、JTOWERの設備というのは、MNOに貸すだけではなく、そうではない、ローカル5G事業者のような、MNO以外への貸出しというのも視野に入れていらっしゃるのか、そこをちょっとお伺いしたいなと思って質問させていただきたいと思います。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは大谷構成員どうぞ。

【大谷構成員】 大谷です。ありがとうございます。私もオプテージにお聞きしたいと存じます。資料で言いますと8ページに書かれている、アクセス網の資本分離、それから東西統合、業務範囲の見直しについて、これが見直された場合に設備競争に与える甚大な影響があるということについて、非常に共感するところですが、ここで触れられていない自己設置要件、そのところについて何か御懸念があるかないかについて、教えてください。加えて、それに重ねてですけれども、NTTから、資料3-2で追加質問への御回答をいただいているのですが、自己設置要件を緩和して、他社の設備を使って効率性を発揮したいというような御意見も頂戴しているところですが、そういった形で、逆にNTT東西に設備を貸し出したりするということ、可能性としてどの程度考えられるのかということについて教えていただければと思います。

併せて、ちょっと長くなって恐縮ですが、オプテージの資料の9ページで、アクセス網の資本分離についてのご懸念で、ここでは規制価格を大幅に下回る水準で光ファイバが提供される可能性ということに触れられていまして、恣意的な理由などが挙げられているんですが、可能性としては、資本分離に伴って、ある程度身軽になったNTT東西の方が効率性を発揮して、恣意的な理由ではなくても適正に算出された価格であっても大幅に、今までの価格から下回る水準で提供される可能性があると思っております、恣意的な理由だけを排除すれば足りるものでは多分ないだろうなと理解しております、その点について、お考えがもしあるようでしたらお聞かせいただければということもでございます。

すみません、以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それではオペテージと J TOWER、両方に質問出ましたので、ここで一度切って御回答いただきます。オペテージからまずお願いできますか。

【オペテージ】 オペテージの篠原でございます。御質問ありがとうございます。全部で3点いただいたと認識してございます。

まず1点目は、弊社の関西における競争力の確保という部分でございます。こちら、NTTと比較しましたら、私ども、会社の規模等はかなり小さい事業者という中で、いろいろ競争のために創意工夫しているというのが現状でございます。コスト競争力という面でも、なかなか、正直厳しいところはございますけれども、規模が小さいというところを1つの強みとして、迅速なサービスの企画であったり、それをすぐ市場に出すとか、そういうスピード面で創意工夫しながらサービス展開なり、エリア展開を図っているということで、そういう面が1つ、関西の競争に役立っていることの1つになるのかなと思ってございます。

2つ目が自己設置要件のことでございます。全国に線路敷設基盤を有しておられます NTTは、自己設置要件の維持をまずは前提にすべきじゃないかということが弊社の基本的な考えでございます。仮にNTTの未整備エリアにおいて、他者設備の貸出を検討する場合というのは、民民の協議を前提にさせていただきたいということと、既設の設備に限って協議をするべきではないかと思えます。その際でも、料金の規制であったり、運用・保守面での費用負担の増、あるいは料金の直接的、間接的な開示であったり、もしくは第一種の指定電気通信設備制度の規制回避とか、いくつか懸念材料がございますので、そういった懸念が解消されることが自己設置要件を緩和する条件になってくるかなと考えてございます。

3点目、インフラ会社が分離された場合の適切な価格についての御質問でございますけれども、こちらについては大谷構成員おっしゃるとおりでございます。恣意的な理由だけ、そこをちょっと強調して今回お伝えしましたけれども、それだけではなくて、より効率的な取組等によって、価格が一時的、もしくは一定期間下がるということは考えられるのではないかと考えてございます。

御質問ありがとうございます。弊社からの回答は以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは J TOWER、お願いいたします。

【JTOWER】 JTOWERの大橋でございます。相田構成員、御質問ありがとうございます。まず弊社の共用鉄塔向けサイトに、ローカル5Gの事業者も移れる予定があるかどうか、想定があるかという御質問だったと思いますけれども、御回答からすると、私ども共用サイトの利用については、特段、事業者等々の制限を設けてございませんので、ローカル5Gを提供する事業者が使いたいということであれば、御提供するという形になります。

【山内主査】 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは高橋構成員どうぞ。

【高橋構成員】 高橋でございます。事務局資料について質問です。事務局資料18ページのアクセス部門の切離しをするかどうかというところなんですけど、これで検討の視点で1から6まであって、特に定量的な5と6ですね。これは試算的には、NTTにやってもらえないのかなと思うんですけど、5というのは何となく分かるんですが、6というのは既存のバランスシートから時価総額などを求めて、またそれを切り離すなどという作業になると思いますけど、これもNTTでやれる話なのかな、出してもらえる話なのかなというところで事務局の見解を教えてくださいたいです。

【山内主査】 了解しました。それじゃあ次は西村暢史構成員に御発言いただいて、その後をお願いいたします。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。中央大学の西村です。私はケーブルテレビ連盟の6枚目の資料、電柱利用に関するトラブル例についてお伺いさせていただければと思います。2点ございます。

1点目でございますが、いわゆる電柱・管路ガイドラインというものが存在するかと思います。このガイドラインについてどう評価、判断をしておられるのかをお伺いさせていただければと思います。

2点目でございますが、このようなトラブル例の問題に対して、何かしらの相談をどこかにできるような状況なのかどうか、もし実際にそういうような場合がありましたら、差し障りのない範囲でお教えいただければと思います。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。ほかいらっしゃいませんか。

それではまず事務局から、先ほどの高橋構成員の質問について。

【事務局（榎）】 事務局でございます。まず、先ほど相田構成員から、アクセス部門の運

営主体の選択肢について、NTTグループ内における分離もあるのではないかと御意見ございましたので、追記したいと存じます。また、高橋構成員のご指摘については、確におっしゃるとおり、NTTにお願いせざるを得ないところも大きいかなと考えてございますが、既存の株主への影響のところにつきましては難しい面もあるかもしれないですので、今後、事務局と事業者との間で御相談させていただきながら検討させていただければと思います。

【山内主査】 高橋構成員、よろしいですか。

【高橋構成員】 大丈夫です。ありがとうございました。

【山内主査】 それではケーブルテレビ連盟から御回答お願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 ありがとうございます。2つ御質問いただいたと思っております。まずガイドラインについてでございますが、ガイドラインそのものは一定の役割を果たしていると思っております。その中でも、総務省で裁定を行っていただけるような枠組み等もあると考えていますので、そこは一定の役割を果たしているのかなと思いますし、また競争施策の枠組みでも、発表の機会等あると思っておりますので、ガイドラインそのものは、まだ役割を果たしているというのがまず1点ですが、それでもなお、こういった利用するに当たっての利用の拒否であるとか、そういった部分、あとは審査期間がかかるとか、そういった問題は、やはりまだ残っているということになっていますので、そのガイドライン自体を否定するものではございませんが、まだ問題は残っているという理解でございます。

2つ目でございます。あとトラブル例の相談先があるかという御質問については、先ほどの政策競争の評価の部分での枠組みで発表する機会がございますけれども、あとは、実際にはケーブル事業者そのものが個々にNTTに御相談しているというのが実際でございます。なかなか公にそういった相談をするというのが制度化されている状況ではないと考えてございます。

【山内主査】 よろしゅうございますか。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。

【山内主査】 そのほかにいらっしゃいますか。御質問、御意見よろしいでしょうか。

それでは皆様ありがとうございました。特に本日プレゼンをいただいた皆様におかれましては、NTT東西の通信インフラの在り方についてお考えを表明していただきまして、どうもありがとうございました。

構成員の皆様におかれましては、追加の御意見等がございましたらば、別途事務局宛、メールでいただければと思います。また、N T T東西のアクセス部門の分離については、検討を深めるために、コスト等については、これもいろいろ御指摘ございましたが、N T Tに試算をお願い申し上げたいと思います。その試算を踏まえて、また別途議論したいと思います。その際、機微情報を含む可能性がございますので、場合によっては、その会議は非公開ということもあり得るかと思っておりますので、御承知おきをいただければと思います。

それでは最後になりますが、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

**【事務局(田中)】** 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

**【山内主査】** はい。どうもありがとうございました。

皆さん、御協力ありがとうございました。本日はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

以上